

現在、命令を発動している対象物は以下となります。

防火対象物の名称	オートガレージ須合
防火対象物の所在地	千葉県匝瑳市久方357番地2
命令を受けた者の氏名	有限会社オートガレージ須合 代表取締役 須合 光徳
命令の内容	令和4年7月31日までに、自動火災報知設備を設置すること。 (消防法第17条の4第1項)
根拠法令	消防法第17条第1項
命令発動日	令和4年3月31日